



白居易と武元衡： 「翰林制詔」とその擬制・和韻詩を手掛かりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桐島, 薫子, KIRISHIMA, Kaoruko メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1025

白居易と武元衡

—「翰林制詔」とその擬制・和韻詩を手掛かりに—

桐島薰子

Bringing to life Bai Juyi and Wu Yuanheng: based on descriptions in “Hanlin Zhizao,” including its *Nizhi*, and a Chinese poem rendered in *heyin* rhyme

Kaoruko KIRISHIMA

はじめに（先行研究と、本稿の一いつの目的）

中唐を代表する詩人白居易（七七二～八四六）は、貞元十六年（八〇〇）に進士に及第し、元和二年（八〇七）に翰林學士になり、元和三年（八〇八）には諫官の左拾遺になると、順調な仕途を歩んでいた。また、社会の矛盾を鋭く批判する「諷諭詩」の作品類も制作していた。しかし、元和六年（八一二）に母陳氏が没し、喪に服すため下邽に退居する」とになり、元和九年（八一四）に長安に戻ると、太子左贊善大夫という不本意な閑職を授けられた。

武元衡（七五八～八一五）は、建中四年（七八二）に進士に及第し、貞元二十年（八〇四）に御史中丞となるなど、徳宗から「真に宰相の器」と称された。元和二年（八〇七）には門下侍郎平章事（宰相）を挙げ、その後、門下侍郎平章事をもつて劍南西川節度使に充てられた。任地に向けて出発する時、憲宗がわざわざ安福門まで出向き慰労した。蜀で実績を上げた武元衡は、元和八年（八一三）に朝廷に呼び戻され、中興を期す憲宗の信頼を得た宰相として、藩鎮討伐を託されるなど活躍した。^(注1) 武元衡は詩も巧みに作り、同時代の詩人たちと交流があった。唐の張為『詩人主客圖』では「瓊奇美麗主」と称えられている。^(注2)

さて、白居易が太子左贊善大夫であった元和十年（八一五）六月三日未明、宰相武元衡が、藩鎮の放った刺客に襲撃されて絶命するとい

うテロ事件が発生した。白居易は、その日の内に真相究明を求める上奏文を提出した。しかし、この行動が越権と非難され、これを契機として、以前から白居易を敵視する者から批判が起こり、白居易は江州の司馬へ左遷された。この左遷は、白居易の人生にとつて最大の挫折となり、官途や詩風に多大な影響を与えた。

白居易は、なぜこの事件に積極的に関わったのだろうか。また、白居易と武元衡は、どのような関係にあつたのだろうか。これらのことは、白居易が上奏文の提出という、人生を左右する大きな決断をした背景や、当時の心情を理解する上で、重要な意味を持つと考えられる。事件との関わりについて、白居易自身は、江州左遷の後、妻のいとこに当たる楊虞卿に寄せた手紙『白氏文集』巻二十七「書」所収の「與楊虞卿書（楊虞卿に与ふる書）」（1483）の中で、次のように述べている。（以下、原文と通釈を記す。原文には、返り点を付す。）^{（注3）}

【原文】

僕以爲書籍以來、未有此事。國辱臣死、此其時耶。苟有所見、雖畎畝卑隸臣、不當默默。況在班列、而能勝其痛憤耶。故武相氣平明絕、僕之書奏、日午入。兩日之內、滿城知之。其不與者、或誣爲僞言、或構以非語。且浩浩者、不酌時事大小、與僕言當否、皆曰、丞郎給舍諫官御史、尙未論請、而贊善大夫、何反憂國之甚也。僕聞此語、退而思之。贊善大夫、誠賤冗耳。朝廷有非常事、卽日獨進封章。謂之忠、謂之憤、亦無媿矣。謂之妄、謂之狂、又敢逃乎。且以此獲辜、顧何如耳。況又不以此爲罪名乎。

【通釈】

私が思うに、有史以来、このようなことは無かつたことである。国が辱められるようなことがあれば、臣下たる者は死を顧みずその恥辱を雪がねばならないというのは、まさにこの時をいうのではないだろうか。もしそのような場に居合わせたならば、在野の者や身分の低い臣下であつたとしても、当然のことながら黙っているはずはない。ましてや私は朝廷の官列に在る身であれば、どうしてじつと憤つたままでおれようか。だから宰相武元衡の息が明け方に絶えると、私の上奏文はその日の正午には朝廷に差し出された。このことは、一両日のうちに、長安城中の人々に知れわたってしまったのである。私の味方になつてくれない人間どもは、虚言胡説で中傷したり、流言飛語で罪をでつちあげたりした。その上、がやがやと口やかましい輩たちは、この政変の重大さや私の上奏文の是非を斟酌もせずに、誰も彼もが「丞郎給舍諫官御史」という当事者さえもまだこの件について検討して皇帝陛下にその糾明を要請していないので、太子左贊善大夫ごときものが、どうしてこんなに国家のことをひどく心配するのか」と批判するあります。私はこのことばを聞いて、引き下がつて考えてみた。太子左贊善大夫は、確かに官位の低い閑職にすぎないだろう。しかしながら朝廷に非常事態が起こったので、即日、ひとり上奏文を奉つたのだ。これを忠義があると言われたり、義憤からだと言つてもらえたりすれば、それはそれで心に恥じることはない。これを妄動だと言われた

り、狂氣の沙汰だと言われたりしたとしても、またどうして逃げ隠れするような」とがあるう。

」のように「與楊虞卿書」（1483）では、この事件を「書籍ありてより」（有史以来）無かつた「国辱」と捉え、「朝廷に非常の事有りて、即日独り封章を進」めたことなどが述べられている。ただ、上奏文は今の『白氏文集』に收められておらず、その内容は分からぬ。また、白居易と武元衡との関係については、凶行に斃れた宰相と閑職にありながら憂国の行動に出て批判される一官僚（太子左贊善大夫）という構図が浮かび上がるが、それ以上の詳しいことは伝わってこない。

しかし、白居易には、次に示すように、事件の前、宰相武元衡への期待を述べた文章①②③や、武元衡の詩に和韻した詩④があつた。そして、武元衡の原唱詩には、白居易の他、韓愈が韻字を和すこと無く題材・内容に唱和した詩や、王建が和韻した詩もあつた。

『白氏文集』卷四十「翰林制詔四」所収

- ①「與元衡詔（元衡に与ふる詔）」（1887）
- ②「與元衡詔（元衡に与ふる詔）」（1914）

『白氏文集』卷三十八「翰林制詔二（翰林制詔の擬制）所収

- ③「除武元衡門下侍郎平章事制（武元衡を門下侍郎平章事に除する制）」（1807）

『白氏文集』卷十五「律詩二」所収

- ④「和武相公感韋令公舊池孔雀

字も用ふるの

（武相公の韋令公が旧池の

孔雀に感ずるに和す

（同用）

（武相公の韋令公が旧池の

孔雀に感ずるに和す

従来、白居易と武元衡に関する先行研究では、「與楊虞卿書」（1483）を引きつつ、元和十年（八一五）六月の事件に焦点を当てた論考が多く、例えば、平岡武夫『中国詩文選17 白居易』「宰相武元衡暗殺事件」・花房英樹『人と思想87 白楽天』（四）「江州左遷」などがある。また、事件前の白居易と武元衡の関係に言及した先行研究には、花房英樹『白居易研究』があり、同書には、白居易は武元衡と早くより面識があつたとして、「進士の科に志していたころ、「武士曹の蜀に帰るを送る 0669」の詩もある。」と述べている。この詩（0669）には、「士曹、即武中丞兄。（士曹は、即ち武中丞の兄なり。）」という自注があるが、武元衡は貞元二十年（八〇四）に御史中丞になっている。^{注4)}

そこで、本稿では、新たに、作品①～④を手掛かりに、元和期の、白居易と武元衡の関係性や距離感を把握し、事件発生時の白居易の心情・状況を考察することを試みたい。考察の結果は、白居易が事件に積極的に関わった当時の心情・状況と重なるものであり、人生の重要な場面を理解する一助になると考えられる。これが本稿の第一の目的である。こうした手法・時期・視点から白居易と武元衡について論じた先行研究は、管見する所見当たらない。

次に、③「除武元衡門下侍郎平章事制」（1807）を含む「翰林制詔」の「擬制」についてであるが、擬制とは、実際に発布された制ではない、白居易自身による習作を意味する。このことは、後述するように、日本の白居易研究においては、問題なく受け入れられている。しかし、中国では、「翰林制詔」の擬制を偽作とする見解が有力である。本稿は、擬制を白居易自身の習作とする見解に拠るものであり、考察の結

果は、その見解の妥当性を示す一事例にもなると考える。これを論じるのが、本稿の第一の目的である。

第一章 『白氏文集』の「翰林制詔」とその「擬制」

第一節 「翰林制詔」と「擬制」について

翰林学士となつた白居易は天子の詔勅を掌るようになり、それらは『白氏文集』卷三十七・四十に「翰林制詔」一～四として收められている。その内、卷三十七・三十八の制の大部分は、「擬制」とされている。このことについて、中村裕一「白居易の制勅」に、以下の説明がある。^(注5)

「翰林制詔」の除郎官分牧諸州制（卷三十七・1756）より以下、
「翰林制詔」（卷三十八）の全作品は、冒頭に「門下」・「勅」字
がなく、卷首の註記に「擬制」とあり、また除郎官分牧諸州制
の題下に「此より以下の擬諸制詞、並びに翰林中に在りて作る。
自此已下。擬諸制詞。并在翰林中作」と白居易が註記するように、
彼の習作であり、それは翰林学士のときから開始されていた。岑
仲勉氏は、この註記を無視して偽作説を展開され、中国における
近年の白居易研究者も岑氏の説に追従している。しかし、この
偽作説は白居易の自註に「擬制」とある以上、成立不可能であり、
平岡武夫氏や花房英樹氏が主張されるように、白居易の習作と
理解するのが至当であろう。

さらに、下定雅弘『白氏文集を読む』「第二章 翰林制詔の擬制につ

いて」には、「諸本の擬制を指示する記載によれば、卷三十七の第
首以下の、二十五首と、卷三十八の四十三首、計六十八首は擬制であ
ることになる。」として、本稿最期に付した図Iの一覧表を提示して
いる。^(注6)

岑仲勉の『《白氏長慶集》偽文』では、「翰林制詔」について、白居
易が下部に退居した時の作が大量にあること、官名・年月が事実と
違つてること、などから、次のように分類している。

第一類「可忍爲白充翰林學士期中之作品」12首

第二類「不能斷爲非白氏作品」22首

第三類「不能斷爲非白氏作品、理由同第一類」8首

第四類「元和六年四月白氏丁憂出翰林後、必偽作無疑」32首

第五類「偽文」14首

第六類「斷爲偽作者」2首

本稿で取り上げる「與元衡詔」(1887)は第一類、「與元衡詔」(1914)
は第二類、「除武元衡門下侍郎平章事制」(1807)は第四類に分類され
ている。^(注7)

下定（一九九六）は、「花房は、①擬制は唐代、他にも例がある。
②「杜佑致仕制」などは、単なる擬制ではなく、諷諭詩で明らかにし
ている杜佑への批判を制で表現したもの。制詞は、白居易にとつて策
林と同じ価値を持つ文学の一つの形態だった、岑仲勉が偽作と断定す
るのは、白居易のこの文学の立場を理解しなかつたからだといい、平
岡は、①制詔の習作は當時ごく普通に行われた、②文集に収載する場
合は、歴史的資料ではなく文学作品としての価値を重んずるので官衡

（肩書）を正確にすることには意を用いない、と論じた。」と述べている。^(注8)

第二節 「翰林制詔」と「翰林制詔」の「擬制」に込められた思い

（3）では、第一節を踏まえ、次の先行研究（1）（2）（3）を参照し、「翰林制詔」とその擬制について、特徴・文学作品としての意味合いを確認し、本稿で武元衡関連の作品を取り上げる意義を述べておきたい。

（1）花房（一九九七）では、「翰林制詔」については、「もともと学士の起草する制詔は、そのまま皇帝の命言となるから、制詔の起草はまさしく一つの政治的行為となる。居易はここにおいて、文学によって政治に参加することとなつたのである。そして数多くの王言を草した。」と述べ、「擬制」については、「皇帝の命によらずして、白居易の特別な意図による、いわゆる「擬制」と見なすべき一群もひそかに綴っていた。」「白居易は政治への期待を、擬制の形で表明していた。居易においては、文学は政治に隸属するものではなく、むしろ政治を導くものでさえあつた。」と述べている。^(注9)

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

（7）

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）

（64）

（65）

（66）

（67）

（68）

（69）

（70）

（71）

（72）

（73）

（74）

（75）

（76）

（77）

（78）

（79）

（80）

（81）

（82）

（83）

（84）

（85）

（86）

（87）

（88）

（89）

（90）

（91）

（92）

（93）

（94）

（95）

（96）

（97）

（98）

（99）

（100）

（101）

（102）

（103）

（104）

（105）

（106）

（107）

（108）

（109）

（110）

（111）

（112）

（113）

（114）

（115）

（116）

（117）

（118）

（119）

（120）

（121）

（122）

（123）

（124）

（125）

（126）

（127）

（128）

（129）

（130）

（131）

（132）

（133）

（134）

（135）

（136）

（137）

（138）

（139）

（140）

（141）

（142）

（143）

（144）

（145）

（146）

（147）

（148）

（149）

（150）

（151）

（152）

（153）

（154）

（155）

（156）

（157）

（158）

（159）

（160）

（161）

（162）

（163）

（164）

（165）

（166）

（167）

（168）

（169）

（170）

（171）

（172）

（173）

（174）

（175）

（176）

（177）

（178）

（179）

（180）

（181）

（182）

（183）

（184）

（185）

（186）

（187）

（188）

（189）

（190）

（191）

（192）

（193）

（194）

（195）

（196）

（197）

（198）

（199）

（200）

（201）

（202）

（203）

（204）

（205）

（206）

（207）

（208）

（209）

（210）

（211）

（212）

（213）

（214）

（215）

（216）

（217）

（218）

（219）

（220）

（221）

（222）

（223）

（224）

（225）

（226）

（227）

（228）

（229）

（230）

（231）

（232）

（233）

（234）

（235）

（236）

（237）

（238）

（239）

（240）

（241）

（242）

（243）

（244）

（245）

（246）

（247）

（248）

（249）

（250）

（251）

（252）

（253）

（254）

（255）

（256）

（257）

（258）

（259）

（260）

（261）

（262）

（263）

（264）

（265）

（266）

（267）

（268）

（269）

（270）

（271）

（272）

（273）

（274）

（275）

（276）

（277）

（278）

（279）

（280）

（281）

（282）

（283）

（284）

（285）

（286）

（287）

（288）

（289）

（290）

（291）

（292）

（293）

（294）

（295）

（296）

（297）

（298）

（299）

（300）

（301）

（302）

（303）

（304）

（305）

（306）

（307）

（308）

（309）

（310）

（311）

（312）

（313）

（314）

（315）

（316）

（317）

第二章 武元衡に関する「翰林制詔」と「翰林制詔」の擬制

いない。（将士や人民の）慰撫に努めて、朕の期待に添つてくれるよう、事情を十分に承知するよう。

第一節 「與元衡詔」（1887）

「與元衡詔」（1887）は、元和二年（八〇七）の作である。次に、返り点付きの原文と通釈を記す。（以下、同じ。）^{（注12）}

【原文】

勅「元衡」。卿、立「身許」國、竭「力匡」君。人之具瞻、予所「嘉賴」。凋殘是卽、遠籍「宣風之能」、利澤所「資、暫輶「爲霖之用」。慈和既敷「於兵後」、惠信當「治於言前」。永念「忠勤」、豈忘「寤想」。計「卿行邁」、已到「西川」。涉「遠冒」寒。固甚勞頓。勉加「綏撫」。以副「朕懷」。想宜「知悉」。

【通釈】

元衡に勅す。貴公は官途に就いては身を捨てて國に尽くし、全力を尽くして君主を補佐した。人民はみな（貴公を）仰ぎ見ており、朕も（貴公を）褒め称え頼りとするものである。疲弊した人民を慰撫するため

に、徳化を宣揚し得る貴公の能力を遠方にまで布き及ぼし、（遠地の民に）利益や徳沢を与えるべく、貴公にはしばらくの間、宰相の職務を中断してもらうこととした。慈しみ深い寛大な政治が兵乱の後に行われれば、恩恵に対する信頼感が言葉に先んじて行き渡るであろう。いつまでもその忠勤ぶりを思い、昼も夜も忘れることなどあろうか。貴公の行程を計るに、もう西川（成都）に到着していることであろう。寒さを凌いで遠くまで移動したのであるから、当然疲労困憊したに違

第二節 「與元衡詔」（1914）

「與元衡詔」（1914）は、元和二年（八〇八）の作と推定される。武元衡が現地の様子を報告してきたことに答えたものである。^{（注13）}

【原文】

勅「元衡」。省下所「所奏當管南界外生蠻東凌六部落大鬼主苴春等、以「所管子弟百姓等一千餘戶」請「內」屬「黎州」、并奏「南路蕃界消息」者上、具悉。卿、以「文武之才」、兼「將相之任」。仁和下布、黎庶獲「安、威惠旁流、蠻夷率附。勤勤斯著、倚賴彌深。欽矚之懷、豈忘「寤寐」。生蠻部落苴春等、久阻「聲教」、遠此歸投。願「屬」黎州、請「通」縣道。勉「於撫慰」、以勸「將來」。所「奏蕃界事宜、具已知悉。戎虜雖「聞」喪敗、封疆不「可」無「レ」處。亦宜「隄防、用副「憂矚」。

【通釈】

元衡に勅す。奏上した、所轄地区の南方外部にたむろする蛮族、東凌の六部落の大首領である苴春らが、所管の兵士や人民等二千余戸を引率して黎州に帰属したいと願い出たこと、並びに、南路の蕃地の様子を報告してきた内容をよく読んで、委細承知した。貴公は、文武双方の才能があるので、將軍と宰相とを兼任している。温和な仁政を施しているので、人民は安寧を得、威光と恩恵があまねく及んでいるので、夷狄もなびき従つたので

ある。（貴公の）勲功は実に顯著であり、信頼はますます深まつた。尊重と期待の念を、いつでも決して忘れたことはない。その地の蛮族の長、苴春らは、長らく天子の教化を拒んできたが、

いま遠くから投降して、黎州に帰属したいと願い出、県と結ぶ境界の通路を開きたいと申請してきた。慰労に勉めて、末永く親しむよう勧めるがよい。奏上してよこした蕃地の処置については、すでに詳しく了解した。夷狄は破れて損害を被つたと聞いてはいるが、国境では何が起るかわからない。やはり是非とも防禦を固めて、警戒する朕の気持ちに添うように。

第三節 「除武元衡門下侍郎平章事制」(1807)

「除武元衡門下侍郎平章事制」(1807)は、元和八年（八一三）三月に武元衡が再び宰相の任についた時の習作である。^(注14)

【原文】

朕嗣守「丕業」、行將「二十年」。實賴「一二輔臣」、與「之共理。故外鎮「方域」、則仗以爲「將」。內熙「庶績」、則倚以爲「相」。文武二柄、出入委「之」、心膂股肱、於「是乎在」。某官武元衡、有「絳侯厚重之質」、有「丙吉寬大之風」。自「登臺司」、克厭「人望」。頃屬「巴蜀軍後人殘」。權委「節旄」、俾「往鎮撫」、信及「夷貊」、恩加「疲瘵」。每因「利以施惠、不「易俗而修教」。政無「苟簡」、人用「便安」。惠「茲一方」、時乃之績。報「政已久、屬望益深」。宜下歸「左輔」、以參「中大政」。夫坦然公道。可「以敍衆才」、曠然虛懷、可「以應群務」。弼「違救失、不下以「尤悔」爲「上」慮。進「善懲惡、

不下以「親讎」自嫌。用「此輔君、足「爲名相」。欽率「是道」、往服「乃官」。可「門下侍郎同中書門下平章事」。

【通釈】

朕は先帝の後を継いで大事業を守ること、やがて十年になろうとする。この間、実質的には、一、二の腹心の臣下に頼り、彼等と共に国家を統治してきた。故に、朝廷の外の地方を鎮静する時は頼つて将軍とし、内の朝廷で衆多の功績を広げる時は頼つて宰相とした。今、このように文・武の両権力機構を出たり入りたりして政治を委任する際に当たり、朕が最も頼りにする腹心が、幸いにもここに存在する。某官の武元衡こそは、漢の高祖に従つて軍を起こし絳侯に封ぜられた周勃のように寛大な性質があり、漢の宣帝を補佐した名臣丙吉のように寛大な風格が有る。御史台の高官に登つてより、充分に人望を集めた。また近ごろ、巴蜀の戦乱の後、領民が疲弊した時に際会し、臨機の処置として節度使を委ね、行つて鎮撫させたところ、信頼は少数民族に及び、恩恵は疲れ弱つてゐる民衆に注がれた。つねに利益に因りて恵みを施し、習俗を変えることなく教えを修めさせた。政治においてはなおざりにすることなく、そのために人民は安らかであった。この一帯の地方が恵まれたのは、正に貴公の功績である。その治績を報告すること既に長期にわたり、期待は益々深くなつてゐる。そこで、ぜひとも天子補佐の任に戻して、朝廷で国家の重要な政治に参与させることとする。そもそも公明正大なる政道は、多くの才能を序列づけることができ、虚心坦

懐なる態度は、多くの任務に対応することができる。間違つていることを正し、過失を救い、心にとがめ後悔することなど気にしないようにせよ。また勸善懲惡を実行し、味方か敵か自分で疑うことのないようにせよ。こうした手法で君主を助ければ、名宰相たるに充分である。謹んで、この道に従つて進み、貴公の任務に服従せよ。門下侍郎同中書門下平章事を可とする。

この作品については、以下①～⑤にいくつかの用語を取り上げ、白居易の擬制であることの検証を行つてみたい。^(注15)

①「丕業」は、『史記』卷一二七「司馬相如傳」に「天下之壯觀、王者之丕業」とある。『白氏文集』の用例には、卷四十「翰林制詔四」の「答馮仇謝許上尊號表」(1893)に「朕以眇身、嗣于丕業」とある。

②「内熙庶績」某官武元衡」は、『白氏文集』の各本は脱しており、金沢文庫本に拠り補う。「内熙庶績」は、「書經」「堯典」に「允釐百工、庶績咸熙」とある。『白氏文集』の用例には、卷二十一「詩賦」の「君子不器賦」(1421)に「以之從政、則庶績咸熙」、卷四十五「策林一」「策項二道其一」(2017)に「以緝熙庶績爲念、則五刑不得不措矣」とある。

③「文武二柄」は、前述の「與元衡詔」(1914)に「以文武之才」とある。

④「心膂股肱」は、『書經』「君牙」に「今命爾予翼、作股肱心膂」とある。『白氏文集』の用例には、卷三十一「中書制誥一」の

「裴度・李夷簡・王播・鄭絅・楊於陵等各賜爵、并廻授男爵制」(1527)に「咸以忠力、作股肱心膂之臣」、卷三十六「中書制誥六」の「裴度・韓弘等各賜二子官、并授姪・女婿等制」(1714)に「矧股肱心膂之臣、與吾同體」、卷三十七「翰林制詔一」の「除裴垍中書侍郎同平章事制」(1747)に「予欲宣力、汝爲股肱。予欲詢謀、汝爲心膂」とある。

⑤「丙吉」は、漢の宣帝を補佐した名臣で、『漢書』卷七十四の「魏相丙吉傳」に記載がある。『白氏文集』の用例には、卷三十三「中書制誥三」の「鄭絅可吏部尚書制」(1585)に「有邴吉之寬裕、子產之恭惠」、卷三十七「翰林制詔一」の「除韋貫之平章事制」(1774)に「一得申・甫、一得魏・丙。咸克致理、號爲中興」とある。

以上のように、「除武元衡門下侍郎平章事制」(1807)には、「書經」からの引用による壯麗な雰囲気や重厚感を持たせる表現の他、「翰林制詔」・「詩賦」・「中書制誥」・「翰林制詔」の擬制と同じ表現があつた。また、武元衡が蜀で任務に就くことへの期待、「文武」に優れ蜀で勳功を立てたことへの称賛など、「翰林制詔」である「與元衡詔」(1914)と合致する内容もあり、その主張には一貫性が認められた。これらにより、この作品(1807)は、偽作ではなく、白居易自身の擬制と考えるのが妥当である。^(注16)

第三章 武元衡詩に対する白居易の和韻詩

—韓愈・王建との関連を含む—

第一節 武元衡の詩に和した白居易・韓愈・王建の詩

『白氏文集』卷十五「律詩三」所収の「和武相公感韋令公舊池孔雀同用漢字」(846)は、武元衡が蜀で詠じた「西川使宅有韋令公時孔雀存焉暇日與諸公同玩座中兼故府賓妓興嗟久之因賦此詩用廣其意」(西川の使宅に韋令公の時の孔雀の存する有り。暇日、諸公と同ともにあそ。座中、政府の賓妓を兼ぬ。興嗟すること之を久しうす。因りて此の詩を賦し、用つて其の意を広む)に和韻した作品である。^(注17)

武元衡のこの詩に対しても、他に、韓愈の唱和詩「奉和武相公鎮蜀時詠使宅韋太尉所養孔雀(武相公の蜀に鎮する時、使宅に韋太尉が養ひし所の孔雀を詠ずるに和し奉る)」や、王建の和韻詩「和武門下傷韋令孔雀(武門下の韋令の孔雀を傷むに和す)」がある。

「唱和」と「和韻」については、斎藤茂「古人への唱和——蘇軾「和陶詩」を中心」に、①唱和とは示された作品に共感し、その世界を共有しようとする行為で、対象となる作品のテーマや内容に対応し、しかも同形式のものであれば、場所や時期を異にしても構わなかつた、②唐代後半には形式を原唱に合わせる動きが強まり、それが韻字にまで及ぶ和韻となつて現れてくる、③唱和の輪に加わる人々にはやはり一定の範囲があり、原唱の作者もしくはそのグループと親しい関係をもつてていることが一般的であった、などの説明がある。^(注18)また、「和韻」には、もとの詩の韻と同じ種類の韻を踏む「依韻」、もとの詩

の韻字を順序はかまわずに用いる「用韻」、もとの詩の韻字をもとの詩と同じ順序で用いる「次韻」がある。

白居易の詩が作られた時期については、朱金城『白居易集箋校』二に、「作於元和十年(八一五)、四十四歳、長安、太子左贊善大夫。」とある。^(注19)韓愈の詩については、錢仲聯『韓昌黎詩繁年集釋』下巻八に、「元和八年癸巳」とあり、『廖瑩中注』の「元衡以八年三月召還秉政、其詩鎮蜀時作、公詩則召還後追和也。」を引いている。^(注20)王建の詩については、尹占華『王建詩集校注』の作品の注釈に「王建此詩當作於元和八年、時武元衡已回朝」とあり、同書「王建繁年考」には韓愈・白居易の詩も取り上げて、「皆作於元和八年、時武元衡已回朝」と述べている。^(注21)

以上から、本稿では、白居易・韓愈・王建の詩は、武元衡が長安に戻った元和八年(八一三)三月から、武元衡が襲撃され絶命した元和十年(八一五)六月の間に作られたと想定する。以下、武元衡の原唱・韓愈の唱和・白居易と王建の和韻の順に見ていく。

第二節 武元衡の詩について——韋臯の孔雀と薛濤

「西川使宅有韋令公時孔雀存焉暇日與諸公同玩座中兼故府賓妓興嗟久之因賦此詩用廣其意」は、劍南西川節度使であった武元衡が、前節度使の韋臯せいこうが残した孔雀を詠じたもので、その場に同席していた薛濤にも言及している。後に中唐を代表する女性詩人となる薛濤は、もとは長安の良家の出身であったが、父が任地の蜀で亡くなつたため、寡婦の母と成都に留まり、韋臯に詩才を認められて樂籍に入り、

宴席に招かれて技芸や詩歌を披露するようになった。韋臯は、順宗の永貞元年（八〇五）、六十一歳で蜀の地で病没した。その後、元和二年（八〇七）に武元衡がやつて来た。薛涛は、武元衡の幕下で、宴に招かれたり、「女校書」と呼ばれ官僚たちと詩交を結んだりした。^{注22)}

こうした中、武元衡が詠じたのが、第三章の第一節、及び、この第二節冒頭に挙げた詩で、その意味は、「西川の節度使の官舎には、韋令公（韋臯）の時に飼養されていた孔雀がまだ居り、平日、諸公とともに観賞したが、その座中には韋臯の幕府時代に賓客のように待遇されていた賓妓（薛涛のこと）も同座し、長く嘆いていたので、この詩を賦することで、その気持ちを広く伝える」というものであった。以下に原文・書き下し文・通釈を記す。^{注23)}

荀令昔居此

荀令^{じゅうりん}昔^{さき}此^こに居り

故巢留越禽

故巢^{じく}越禽^{えききん}を留^るむ

動搖金翠尾

金翠^{きんすい}の尾^びを動搖^{どうりょう}し

飛舞碧梧陰

碧梧^{へきご}の陰^{いん}に飛舞^{ひぶ}す

上客徹瑤瑟

上客^{じょうきつ}瑤瑟^{ようしつ}を徹^{てつ}し

美人傷蕙心

美人^{けいじん}蕙心^{けいしん}を傷^{いた}ましむ

會因南國使

會々^{たまたま}南國^{なんこく}の使^しに因^よらば

得放海雲深^{じゅん}●

海雲^{かいうん}の深^{じゅん}きに放^つを得^ん

【通釈】

荀或^{じゅんいん}のような韋臯は、昔、ここに住んでいたが、今はいない。

飼養されていた南国の孔雀は、今でも旧の巣に留まっている。黃金や翠色をした尾を動かし、梧桐の木陰で飛び舞っている。上

等の賓客は琴瑟を奏し終わり、美人は傷心している。南国からの使者に頼む機会があれば、はるかな海雲に向けて孔雀を放つことができるだろう。

第三節 韓愈の詩について

韓愈（七六八～八二四）は、貞元八年（七九二）年に進士に及第し

た後、幕僚として過ごし、貞元十八年（八〇二）に四門博士となつた。

貞元十九年（八〇三）には監察御史となつたが、まもなく陽山県令に貶謫にされた。その理由は、旱魃で飢饉となつた閑中地域に対する年

貢の免除を求めたためとの説が有力である。そして、元和元年（八〇六）年、長安に戻り、国子博士などを任じた後、元和八年（八一三）三月に、比部郎中兼史館修撰に転任した。^{注24)} 元和八年

（八一三）三月は、韓愈が自身の不遇を述べた「進學解」が当時の執政者に認められ、比部郎中兼史館修撰の職を得た時期である。^{注25)} 林羅山原解・鵝飼石齋増述『古文眞寶後集諺解大成』は、具体的な執政

者として、武元衡・李吉甫・李絳らを挙げている。^(注26) また、『白氏文集』卷三十八「翰林制詔」^(注27) には「韓愈比部郎中史館修撰制（韓愈を比部郎中・史館修撰とする制）」^(注27) がある。以下、韓愈の「奉和

武相公鎮蜀時詠使宅韋太尉所養孔雀」を見ていく。^(注27)

穆穆鸞鳳友

穆穆たり鸞鳳の友

何年來止茲 何れの年に來たりて茲に止まる

飄零失故態 飄零して故態を失ひ

隔絕抱長思 隔絶して長思を抱く

翠角高獨聳 翠角高く独聳え

金華煥相差 金華煥として相差ふ

坐蒙恩顧重 坐ながらに恩顧の重きを蒙り

畢命守堦墀 命を畢るまで堦墀を守る

【通釈】

麗しく美しい鸞鳳と同類の孔雀は、何時からここに来て止まり養

われているのだろうか。今では落ちぶれて昔の姿を失つてしまい、遙かに隔たつている故郷のことを長く想つてゐる。とはいへ、翠色の冠毛は独り高く聳え、金色の斑文は相交わつてゐる。いながらにして韋太尉の厚い恩顧を受けたので、命尽きるまで、この階下の地を守つて飛び去ろうとはしない。

この詩は、孔雀自身が故郷への「長思」を抱いたと言い、それでも韋皋から蒙つた恩により、生涯ここに止まる、と結んでゐる。孔雀の、昔とは変わつてしまつた様・望郷や報恩の念など、武元衡の原唱詩に

は無かつた要素が詠み込まれてゐる。

第四節 白居易の詩について

白居易については、すでに詳細の説明をしているので、以下、「和武相公感韋令公舊池孔雀」^(注28) (0846) を見ていく。

相公感韋令公舊池孔雀

深字 同用

索寞少顏色

索寞として 颜色少なく

池邊無主禽

池辺 禽を主るもの無し

難收帶泥翅

泥を帯ぶる翅を收め難く

易結著人心

人に著く心を結び易し

頂毳落殘碧

頂毳は残碧を落とし

尾花銷闇金

尾花は闇金を銷す

放歸飛不得

放ち帰すも飛び得ず

雲海故巢深

雲海 故巢深し

【通釈】

韋令公が飼つていたこの孔雀は今や見る影もなく簗れ、池のほとりにはこの孔雀を世話する人もいない。この孔雀は、自力で泥まみれの翅をもとに收めこむことができず、人に飼われたい気持ちはかりを安易に持ちつづけてゐる。かくて、頂冠の柔毛は僅かに残つていたルリ色も落ち、尾先の花模様は黒ずんだ金色までも消えてしまつた。放してやつても飛ぶことはできず、雲海の彼方、南方の古巣は遙かに遠いまま。

この詩では、主人を失い、さびれて物寂しい、池辺の孔雀の内面や、

その独特の美しさが色褪せた外面などを、リアルに見据え、精緻に表現している。そして、最期には、放たれたとしても故郷は遠く帰る」ことはできない、と結び、武元衡の原唱詩の尾聯に対し、現実的な内容で和している。押韻は「禽」「心」「金」「深」で、武元衡の原唱詩「禽」「陰」「心」「深」と同一韻である。さらに、第一句「禽」・第八句「深」は同じ韻字を順序もそのままに用いており、第四句「心」は同じ韻字を順序はかまわずに用いている。

第五節 王建の詩について^(注29)

王建は、大曆十年（七七五）の進士に及第し、渭南の尉となつた。太府寺丞・秘書丞・侍御史などを歴任し、太和年間（八二七）八三五）に陝州の司馬となり、後、辺塞で從軍生活を送つた。韓愈の門下であつた。^(注30)『白氏文集』「補遺」卷下に、「授王建秘書郎制（王建に秘書郎を授けるの制）」（3832）がある。以下に、王建の「和武門下傷韋令孔雀」を見ていく。^(注31)

孤號秋閣陰	孤号す 秋閣の陰
韋令在時禽	韋令在りし時の禽
覓伴海山黑	伴を覓すも 海山黒く
思鄉橘袖深	郷を思うも 橘袖深し
舉頭聞舊曲	頭を挙げて旧曲を聞き
顧尾惜殘金	尾を顧みて残金を惜しむ
顛悴不飛去	顛悴して飛び去らず
重君池上心	君が池上の心を重んず

【通釈】

孤独な哭き声が、秋色につつまれた高殿の陰に大きく響いているが、これは韋令が生きていた時に養っていた孔雀である。仲間を探そうとしても黒い海や山は彼方にあり、故郷を思つても南国の橘柚は遙か遠い。頭をもたげて昔の曲を聞き、金の模様の残つた尾を顧みている。憔悴して飛び去らず、君（孔雀）の池に居るという心を重じている。

この詩は、韻聯で、孤独な孔雀の望郷の念が詳しく詠み込まれている。それにより、韋令亡き後も池から飛び去らずにいる、憔悴した孔雀の思いの深さが伝わってくるようである。押韻は、「陰」「禽」「深」「金」「心」で、武元衡の原唱詩、白居易の和韻詩と同一韻である。武元衡詩の「禽」「陰」「心」「深」と較べると、第二句「禽」は同じ韻字を順序もそのままに用い、第一句「陰」と第四句「深」と第八句「心」は同じ韻字を順序はかまわずに用いている。白居易詩「禽」「心」「金」「深」と較べると、同じ四字を用い、第二句「禽」と第六句「金」は韻字・順序とも同じで、四句「深」と八句「心」は、順序が逆になっている。

おわりに

白居易は、「翰林制詔」の「與元衡詔」（1887）・「與元衡詔」（1914）では、武元衡の才能・実績・人柄、蜀での忠勤ぶり、それに対する慰

労を表明していた。「翰林制詔」の擬制である「除武元衡門下侍郎平章事制」(1807)では、武元衡の文武の才や蜀での功績を称え、宰相としての活躍を期待することを述べていた。さらに、白居易には、武元衡詩に和韻した「和武相公感韋令公舊池孔雀」（同用深字）（(1806)）があつた。そして、韓愈には、武元衡詩に唱和した「奉和武相公鎮蜀時詠使宅韋太尉所養孔雀」があり、王建には白居易と同じ四文字を用いた和韻詩「和武門下傷韋令孔雀」があつた。白居易は、元和期、武元衡を中心とした韓愈・王建らとのつながりの中で、和韻の創作活動をしていたのである。こうした宰相武元衡への政治上の期待や、詩業を通じた武元衡との関係性は、太子左贊善大夫という閑職にあつた白居易にとって、人生好転への希望ともなつていたであろう。

しかし、自宅近くで起きたテロ事件によって武元衡は亡くなり、期待は潰え、関係性も、突然、断ち切られてしまった。その時の衝撃や、公・私双方の立場における失望は大きく、憤りは激しいものであつたに違ひない。これは、白居易が迅速に上奏文を提出するなど、事件に積極的に関わった当時の心情や状況でもあつたと考えられる。

注

本稿で引用する白居易の作品の訓点付き原文・書き下し文（詩）・語釈・通釈は、明治書院新刊漢文大系の岡村繁『白氏文集』（以降、岡村繁『白氏文集』と記す）の各本を参照した。「訳注稿」は、同書「まえがき」の記載に拠った。また、本稿引用の白居易の作品には、花房英樹『白氏文集の批判的研究』（意文堂書店、一九六〇年）による作品番

号を附した。引用作品の原文は旧字体、書き下し文は通行の字体を用いた。引用した参考文献は、それぞれの使用字体に拠った。

1 植木久行「唐代作家新疑年録（8）王渙・王仁裕・歐陽詢・蘇味道・張薦・鄭虔・武元衡・李吉甫・李嶠」（『文經論叢』「人文学科篇」十五、一九九二年）一四三頁、『舊唐書』卷一五八「武元衡傳」（中華書局、一九八九年）二〇七～二一〇頁等参照。

2 丁福保輯『歷代詩話續編』上（中華書局、一九八三年）九八頁。

3 返り点付の原文と通釈は、岡村繁『白氏文集』五・訳注稿・愛甲弘志（二〇〇四年）二五七～二八四頁参照。同書では、作品名を「與師臯書（師臯に与ふる書）」としている。「解題」には、「虞卿」は本名だから、恐らくこの書翰の原名ではないであろうということで、北宋の李昉等奉勅編『文苑英華』卷六九二引文に従つて改めた、としている。師臯は楊虞卿の字である。本稿では、他の論考を含めた説明の便宜上、「與楊虞卿書」を用いる。同作品のはじめの部分には、左遷の詔が下り慌ただしく任地に向かつた際の様子・事件当時の宰相武元衡の悲惨な最期・朝廷の狼狽ぶりなどについて、「及儀左降詔下、明日而東。足下從城西來、抵昭國坊、已不レ及矣。走馬至滻水、才及二執手、憫然而訣、言不レ及レ他。邇來雖手札一二往來、亦不レ過下問道途、報中健否上而已。鬱結之志、曠然未レ舒、思三一欲一陳左右者久矣。去年六月、盜殺右丞相於通衢中、迸血髓、磔髮肉、所レ不レ忍道。合朝震慄、不レ知レ所レ云。」のよう述べている。

4 平岡武夫『中國詩文選17 白居易』（筑摩書房、一九七七年）二七六～二九三頁、花房英樹『人と思想87 白樂天』（清水書院、一九九七年）三九～四四頁。花房英樹『白居易研究』（世界思想社、一九七一年）三四四頁。また、なぜ白居易が事件に関わったかに言及した先行研究には、次の論考がある。川合康三『白樂天—官と隠のはざまで』（第3章諷諭と閑適）（岩波新書、二〇一〇年）一一九～一二〇頁に、「上書

の提出が越権であることはわかつていながら、白楽天はなぜこのような行為に出たのだろうか。彼自身は、妻のいとこにあたる楊虞卿に寄せた書翰（「楊虞卿に与うる書」）のなかで、このような事態に臨んで黙つてはいられなかつたのだと記しているが、あるいは不本意な閑職から脱出するための一か八かの賭けに出た、と勘ぐることもできないではない。その任でないのに危険を顧みず上書するほど気骨ある忠臣と賞賛され、一躍して朝廷の主流に抜擢される可能性もありえただろ。」とある。また、静永健『白居易「諷諭詩の研究」「江州左遷と諷諭詩』（勉誠出版、二〇〇〇年）二五三頁の注（5）に、「白居易が何故この事件に関わつたのか。これについて、当時の白氏の住所を按するに、そこは昭国坊（朱雀門街東第三街の街東、永崇坊の南）にある。これは、武元衡邸のあつた靖安坊（朱雀門街東第三街の街西、永楽坊の南、永崇坊の西）のちょうど斜め向かいとなる。そのテロ事件は、白居易にとつては言わば自宅のすぐそばで起つたものだったのである。」とある。

5 「白居易研究講座」第二巻（勉誠社、一九九三年）三一七頁。
6 下定雅弘『白氏文集を読む』（勉誠社、一九九六年）五六〇五九頁。なお、同書一〇八頁の注（13）には、「卷三十七・三十八（紹興本・馬本の卷五十四・卷五十五）の制詔につき、那波本・紹興本の総目と、馬本の総目および卷題では、「翰林制誥」とする。「制詔」と「制誥」がどう違うのかへの言及は、管見では見いだせない。那波本・紹興本とともに、卷題では、「制詔」となつていて、「制詔」と「制誥」の区別がどこにあるのかは定かでない。以下、本章では、卷三十七・三十八両巻の制を総称する場合は、諸本の総目に従つて、「翰林制誥」あるいは「制誥」と称して、卷三十七～四十の「翰林制詔」全体と区別する。」とある。本稿では、「翰林制詔の擬制」、「翰林制誥」とその擬制」のように称す。

7 『岑仲勉史學論文集』（中華書局、一九九〇年）一七〇～一四一頁。「除武元衡門下侍郎平章事制」（1807）について、平岡武夫「白居易—生涯と歳時記」（朋友書店、一九九八年）三三八～三三九頁では、この作品

は、元和八年三月、武元衡が再び宰相の任についた時の作品で、白居易の習作であり、同じ主題の正式の制詞が、『全唐文』・『文苑英華』・『唐大詔令集』に収められていることを指摘している。本稿は、この説に拠る。

8 注6（以下、同じ）の下定（一九九六）六〇頁。

9 注4の花房『人と思想87白楽天』（一九九七）三〇～三二頁。

10 注7の平岡『白居易—生涯と歳時記』（一九九八）三三二五頁。

11 下定（一九九六）九八～九九頁。

12 岡村繁『白氏文集』七上・訳注稿・諸田龍美（二〇〇八年）三四二

13 注12に同じ。三九九～四〇一頁参照。

14 岡村繁『白氏文集』七上・訳注稿・桐島薰子（二〇〇八年）一五〇

15 一五三頁参照。

16 ①は岡村繁『白氏文集』七上・訳注稿・諸田龍美・三五二頁参照。

②は同書四・訳注稿・竹村則行（一九九〇年）五四二頁と、同書八・訳注稿・東英寿（二〇〇六年）一四頁参照。④は同書六・訳注稿・二宮俊博（一九九三年初版・二〇〇六年4版）四六・四五九頁と、同書七上・訳注稿・桐島薰子・五頁参照。⑤は同書六・訳注稿・二宮俊博・二一七頁と、同書七上・訳注稿・桐島薰子・七七～七八頁参照。

17 擬制であると判断する方法として、下定（一九九六）八三～八七頁では、卷三十八「除盧士攷劉從周等官制」（1796）について、この制の用語が他の翰林制誥と一致していることが、擬制と認めてよい有力な一証である、と述べている。

18 岡村繁『白氏文集』三・訳注稿・竹村則行（一九八八年）二六七頁の「解題」に、「武相公が韋令公の旧池の孔雀に感じて作った詩に、白居易が和韻した詩である。」とある。

第六十四集、二〇一二年）一二〇頁。

- 20 19 朱金城『白居易集箋校』二（上海古籍出版社）九一六頁。
- 21 錢仲聯『韓昌黎詩繫年集釋』下（上海古籍出版社、一九八四年）八七九～八八〇頁。
- 22 尹占華『王建詩集校注』（四川出版集團巴蜀書社、二〇〇六年）二三四、六二二頁。
- 23 『舊唐書』卷一四〇「韋臯傳」三八二一～三八二六頁、小川環樹編『唐代の詩人－その傳記』所収の西村富美子「薛濤傳」（大修館書店、一九九四年）三五四～三五五頁、布目潮瀨・中村喬『唐才子傳の研究』（大阪大學文學部内アジア史研究會、一九七二年）三四四～三四七頁、傅璇琮主編『唐才子傳校箋』三（一九九〇年）一〇二～一〇四頁、中島驥『漢詩大系15魚玄機・薛濤』（集英社、一九七五年）一八六～一八七頁等参照。
- 24 『全唐詩』卷三一六「武元衡」（中華書局）、三五五〇～三五五一页。第五句の「徹」は、陳貽姫主編・郝世峰本冊主編『增訂注釈全唐詩』二（文化藝術出版社、二〇〇一年）一一四一頁の解釈「指彈奏琴瑟終了。」に拠る。
- 25 『舊唐書』卷一六〇「韓愈傳」四一九六～四一九八頁に「愈自以才高、累被擯黜、作進學解以自喻曰、（中略）執政覽其文而憐之、以其有史才、改比部郎中、史館修撰。」とある。
- 26 『漢籍国字解全書先哲遺著』第十二卷所収『古文真寶後集諺解大成』（早稻田大学出版部、一九二八年）一四〇～一四一頁。前野直彬『韓愈の生涯』（秋山書店、一九七六年）一三二頁も同じ。
- 27 注20の錢（一九八四）八七九～八八〇頁、注23の陳・郝（二〇〇一）一四〇八頁、久保天隨『続国訳漢文大成・韓退之全詩集』下（日本図書センター、一九七八年）一〇三～一〇四頁、林德保・李俊主編『詳

注全唐詩』上（大連出版社、一九九七年）一三一〇頁等参照。
注17に同じ。二六七～二六八頁参照。

29 28 王建には、関連した作品である「傷韋令孔雀詞」（韋令の孔雀を傷む詞）もある。その内容は、「可憐孔雀初得時、美人爲爾別開池。池邊鳳凰作伴侶、羌聲鸚鵡無言語。雕籠玉架嫌不棲、夜夜思歸向南舞。如今憔悴人見惡、萬里更求新孔雀。熱眠雨水飢食蟲、翠尾盤泥金彩落。多時人養不解飛、海山風黑何處歸。」である。この詩について、王宗堂『王建詩集校注』（中州古籍出版、二〇〇六年）六六～六七頁では、「武元衡于元和八年三月入朝復相時、將他的傷韋令孔雀詩出示朝士、長安詩人多有和作。王建當時正在長安多方求荐、等候任命，也写了『和武門下傷韋令孔雀』詩，和這一首即事名篇的新題樂府『傷韋令孔雀詞』」との注釈を付している。

30 注22の、小川（一九九四）所収『萩野脩二「王建傳」』三五七～三五六三頁、布目・中村（一九七二）二二二～二二五頁等参照。
31 第八句「君」は、注23の陳・郝（二〇〇一）一〇二一頁の解釈「指孔雀」に拠る。その他、注27の林・李（一九九七）一一五五頁、注29の王（二〇〇六）二六九～二七〇頁等参照。また、寇研『大唐孔雀薛濤和文青的中唐』（北京大學出版社、二〇一五年）、九〇頁では、韓愈・白居易・王建の詩について、「細觀这几首唱和詩歌，都从不同角度寫韋幕孔雀的憔悴容顏」と述べている。

謝辞

本稿は、九州大学・久留米大学名誉教授の岡村繁先生から『白氏文集』卷三十七・三十八訳注のご依頼を受けて取り組んだ際に着想し、その後、関連の調査を進め、この度、論考としてまとめるに至りました。その間、別巻の訳注を担当させていた梧山女子大学教授の二三宮俊博先生をはじめ諸先生方より、ご教示やご助言を賜りました。心より感謝申し上げます。

図 I 下定雅弘『白氏文集を読む』(勉誠社、一九九六年) 五八頁より

		総目		卷三十七卷首(紹興本卷五十四)		卷三十八卷首(紹興本卷五十五)	
那波本	第三十七卷 翰林制誥一 擬制附	第三十八卷 翰林制誥一 擬制附	翰林制誥一 凡三十四道	翰林制誥一 凡三十四道	翰林制誥二 擬制附	翰林制誥二 凡四十三道	翰林制誥二 凡四十三道
金沢文庫本	紹興本	第五十四 翰林制誥一 第五十五 翰林制誥二	第五十四 翰林制誥一 第五十五 翰林制誥二	第五十四 翰林制誥一 第五十五 翰林制誥二	第五十四 翰林制誥一 第五十五 翰林制誥二	翰林制誥二 擬制附	翰林制誥二 擬制附
蓬左文庫本	馬本	擬制附 卷五十四 翰林制誥 卷五十五 翰林制誥	翰林制誥一 擬制附 凡三十四道	翰林制誥一 擬制附 凡三十四道	翰林制誥一 擬制附 凡三十四道	翰林制誥二 擬制 四十三道	翰林制誥二 擬制 四十三道
(那波本への 書き入れ本)			第十首の題下に「自此已下擬諸制 詞并在翰林中作」の書き入れ	翰林制誥二 凡四十三道			
東博本(那 波本への書 き入れ本)			「翰林制誥」の「詔」字の右に 「誥」の書き入れ。「」の下 の空格に「擬制附」の書き入れ。				

(きのりしま かおる)・日本語・日本文学科 教授